

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和6年9月教育委員会会議：定例会

期 日 令和6年9月18日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時01分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 熊倉 夏子 委員
柴内 靖 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱) 村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之
	教育総務課長 宮崎由美子	教育センター所長 神成 裕尊
	社会教育課長 舎人 樹央	学務課主幹 長谷川美和
	指導課保健給食班長 指簾 尚	教育総務課施設班長 新川 ゆか
	教育総務課企画財務班長 伊藤 浩司	教育総務課教育総務班 篠永 誉央
事務局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より1件報告

夏季休業後の児童生徒、園児の状況について報告する。

夏季休業後の児童生徒、園児の状況については、大きな事故等もなく、予定どおり9月2日を迎え、教育活動が再開されている。9月2日から5日までは教育委員会職員が登校指導支援を行い、児童生徒の登校時の安全の確認をした。

運動会については、これまで小学校13校、中学校11校が終了している。各学校では気象状況や児童生徒の実態に応じた安全対策を講じて実施してい

る。新型コロナウイルス感染症は落ち着きを見せ、市内の小中学校ではコロナ禍前の風景が戻り、子どもたちが元気よく仲間を応援する声が響いている。保護者等の参観の下、子どもたちはより一層生き生きと活動することができている。

なお、今後運動会については、小学校 10 校が 10 月から 11 月にかけて開催予定となっている。

② 「佐倉市教育の日」関連行事について【教育総務課長】

令和 6 年度「佐倉市教育の日」関連行事について説明をする。

資料は、令和 6 年度「佐倉市教育の日」関連行事【計画】。「佐倉市教育の日」は、市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育、社会教育の振興により本市の教育の充実、発展を図る趣旨の下、佐倉市教育の日を定める条例により 11 月 16 日と定められた。例年「佐倉市教育の日」にちなみ、関連行事を実施している。佐倉ならではの特色を生かした事業、教育の振興に寄与する事業など、令和 6 年度は 9 事業を予定している。

なお、「佐倉市教育の日」関連行事については、11 月 1 日号の「こうほう佐倉」や市ホームページなどにより市民の皆様へ周知を図っていく。

③ 佐倉市高等学校等奨学金について【教育総務課長】

佐倉市高等学校等奨学金について報告する。

資料は、令和 6 年度佐倉市高等学校等奨学金について。この制度は、経済的な理由により高等学校等で修学することが困難な方に対して、保護者の負担軽減や社会に貢献できる人材の育成、教育の振興に資することを目的としている。

令和 6 年度については、8 月末時点で 58 人から申請をいただき、所得などの交付要件を審査し、46 人の交付を決定した。また、不交付となったのは 12 人で、理由としては、非課税世帯のため、千葉県の上級奨学のための給付金の対象となることから、市の交付には至らなかった。このため、市では県の給付金制度の案内をしたところである。

なお、令和 4 年度に制度改正を行い、通信制課程を対象に加えているが、今年度については現在のところ申請はない。

今後の流れとしては、在学実績報告等を受け、交付額を確定し、高校 3 年生は 10 月に一括で、1、2 年生は 10 月と 3 月末の 2 回に分けて、それぞれ交付する予定。

また、「こうほう佐倉」9 月 15 日号にて制度の案内をし、さらに周知を図るところである。

④ 就学援助について【学務課長】

令和 6 年度の就学援助について報告する。

資料には、今年度 9 月 1 日現在の就学援助申請状況と令和 5 年度の最終実績を記載している。要保護世帯は生活保護世帯であり、就学援助の申請は不要となる。準要保護世帯は、所得において生活保護基準額の 1.3 倍を下回る世帯が対象となる。認定になると、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費等が支給される。

要保護世帯の場合は、学用品費、給食費等は生活保護費から支給されるので、就学援助費からは医療費、修学旅行費のみが支給される。このため認定者であっても、修学旅行等の該当がなければ就学援助費の支給がない場合もある。

準要保護世帯においては、9月1日現在で907名の申請があった。そのうち796名が認定、82名が非認定、29名が保留となっている。非認定の理由は、世帯の所得額が基準額を超えていたものである。認定保留の理由については、住宅の賃貸借契約書等の必要書類が未提出、前年の所得の未申告等の不備があった。保留となった家庭に対しては、不足書類を早急に提出していただくようお願いしている。審査条件がそろい次第、認定、非認定の判定を行う予定である。

5年度の認定者数と比較すると、減少しているように見えるが、今後、保留者及び追加申請者の認定があるので、最終的な受給者数は昨年度並みに近づくものと見込んでいる。

⑤ 中学校運動部活動等各種大会の結果について【指導課長】

令和6年度中学校各種大会等の結果について報告する。

今年度は、個人27種目で20名が県大会で入賞した。また、団体種目では6校、14団体が県大会に出場している。県大会の結果、個人では5名、団体1校が関東大会に出場し、個人2名が全国大会に出場している。

文化系の状況だが、千葉県吹奏楽コンクールにおいては、本選出場の学校は残念ながらなかった。

⑥ 佐倉市教育センター報告会について【教育センター所長】

佐倉市教育センター報告会について報告する。

資料に変更があり、4番の視聴人数は、市民の2人は視聴ではなく、書面を配布したので、視聴人数は37名。5番の配布人数は、10名となる。

今年の報告会は、中央公民館の空調設備の不具合により、書面発表及びオンデマンド形式にて開催した。教育委員や市民には資料を郵送した。また、教職員に対しては、オンデマンドで期間を設けて視聴していただいた。

今年度の提案は、「佐倉型カリキュラム・マネジメント～教職員と児童生徒の変化」と「佐倉市の不登校の現状と不登校支援について」の2つだった。提案内容は、委員の皆様にも送付したとおりとなる。感想及び事業効果としては、今日的な教育課題や先生方の強い関心事をテーマとして扱ったため、学校の実態に合っていた。9月からの学校現場で効果的に活用できるなど、多くの学校の実態に応じた内容であるとともに、9月からの教育活動において参考となる内容であったと捉えている。また、参加した先生方の研修成果報告書には発表内容を校内で共有する旨、多数書かれており、少人数の視聴者ではあったが、市内の多くの先生方に共有されたものと感じている。

⑦ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。8月は、夏季休業のため認知件数の把握はない。今後も、引き続き子どもたちの様子をしっかりと観察し、声かけや見守りを行いながら、丁寧かつ慎重に対応するように全小中学校へ指示して

いく。

⑧ 感染症の状況について【指導課長】

8月21日から9月13日までの感染症について報告する。新型コロナウイルス感染症が58名、マイコプラズマ肺炎が4名、感染性胃腸炎が2名、そのほか1名ずつだが、水痘、流行性耳下腺炎、溶連菌感染症の報告があった。

また、小学校1校1学級で新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖があった。今週に入って、新型コロナウイルス感染症の流行が少し見え始めているところが気になっている。昨年度も9月以降、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが急増したので、今後も基本的な感染対策の徹底を図るよう各学校に指示していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。まず、新型コロナウイルス感染症について、先週、第37週、9月9日から9月15日、印旛市郡医師会内の定点当たりの数が10.13。まだ10を超えていた。ただ、その前の週、36週、9月2日から9月8日が10.91。それから、その前の35週、8月26日から9月1日までが13.3あったので、少しだが、減ってはきている。今お話があったが、増えた傾向があるということで、来週にならないと今週の状況が分からない。ただ、減り方がそんなに急に減っているわけではないので、引き続き注意はしていただきたい。予防策は一緒。密のところはマスクを着けるということと、手洗いが基本なので、その辺だけは徹底をしていただきたいと思う。

インフルエンザについては、最近はずっとゼロにはならない。夏でも、例えば先週の第37週、9月9日から9月15日で、定点当たり0.8ぐらいの感染者になる。この辺も気をつけていただければと思う。まだ、冬の時期のような数にはならないはずだが、油断せずに。

それから、新学期始まってから、手足口病がまた増えていて、先週、第37週、9月9日から9月15日で定点当たり8.6、その前の週の36週、9月2日から9月8日が定点6.4だった。夏休み期間中の最終の35週、8月26日から9月1日が定点当たり4だったので、やはり新学期始まって少し増えた。その辺は気をつけていただくということ。

感染性胃腸炎については、今お話があったが、そんなに数は多くないが、やはりなくなってはいない。第37週、9月9日から9月15日が定点当たり6.6なので、こちらも引き続き気をつけていただくしかない。感染症は予防が大事なので、学校で意識の向上というか、もう一回、確認をしてもらったほうがいいかなと思う。

3 議決事項

議案第1号 令和6年度佐倉市教育功労者表彰について

教育総務課長、学務課長、指導課長、社会教育課長より上程議案の説明

内容：

(教育総務課長)

資料の13ページ、佐倉市教育委員会表彰規程。第2条で表彰を受けるものを定めており、市立学校その他の教育機関の職員、または教育関係団体とそ

れに関係する者及びその他の個人で、次の各号の一に該当するものについて表彰する。

第1号、有益な研究、考案または発明をし、教育に貢献した者。

第2号、職務に精励し、その成績が抜群であった者。

第3号、学校教育または社会教育の振興についてその功績が顕著であったもの。

第4号、前3号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があったもの。

以上が表彰基準である。今年度の表彰候補者については、第2号に該当する学校事務職員が1名、第3号に該当する前教育委員が1名、校長6名、教頭1名、学校薬剤師1名、佐倉市史編さん委員2名が推薦されており、合計12名となっている。

なお、表彰式は、例年同様、11月3日文化の日、午前中に開催する予定。会場は、佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室を予定している。

資料1ページ。1ページにつき1名ずつ各候補者の氏名や功績概要等をまとめた名簿である。表彰区分の数字については、先ほど申し上げた表彰規程第2条の該当する号を記載している。

これより各候補者について、各担当課長から説明するが、個人情報保護の観点から、氏名、住所、生年月日及び年齢については割愛する。

まず、教育総務課から推薦した1番の方について、功績概要などを説明する。

資料の1ページ、1番の方。佐倉市教育委員会委員として、2期6年3か月にわたりその職を務め、佐倉市教育行政の向上、発展に大きく貢献した。在任中は、佐倉警察署長を務めるなど警察行政に携わった経験による、防犯、防災、交通安全、いじめ等の諸問題に関する幅広い見識を生かし、子どもたちの安心した教育環境の創造などに組み込まれ、教育委員として大きな役割を果たした。特に青少年健全育成、通学時の安全確保、いじめ問題等について、学校だけでなく関係機関や市民との連携による対応を重視し、地域一体で子どもたちを守る環境づくりに尽力された。

以上の功績により候補者として推薦するものである。

(学務課長)

続いて、学務課から推薦した2番から9番の方について、功績概要などを説明する。

資料の2ページ、2番の方。千代田小学校長として地域に根差した積極的な学校経営を行うとともに、青少年赤十字活動の推進校として、よりよい地域、社会の実現のため尽力している。経歴については、記載のとおり、教諭、教頭、校長として12年間勤務されている。印旛地区教育研究会道徳研究部部長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の3ページ、3番の方。上志津小学校長として、常に児童の目線に立ち、いじめ問題や不登校問題に取り組むとともに、体育科の教科研究を積極的に推進している。経歴としては、記載のとおり、教諭、学務課指導主事、教頭、校長として26年間勤務された。その間、佐倉市校長会副会長を務める

など、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の4ページ、4番の方。下志津小学校長として、地域やPTAとの連携を重視し、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴については、記載のとおり、教諭、教頭、校長として21年間勤務されている。その間、佐倉市社会科副読本「令和6・7年わたしたちの佐倉市」編集委員を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の5ページ、5番の方。青菅小学校長として、学力、体力、道徳的実践力の向上を目指したよりよい学校づくりに尽力している。経歴としては、記載のとおり、教諭、指導課指導主事、教頭、指導課長、校長として23年間勤務された。その間、印旛地区教育研究会第一部会長を務め、地域全体の職員の育成に尽力するなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の6ページ、6番の方。志津中学校長として、地域との連携を重視し、地域の教育力を活用した学校経営に取り組んでいる。経歴としては、記載のとおり、教諭、教頭、校長として31年間勤務された。佐倉市校長会長を務め、市内校長会の運営、そして職員の育成に努めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の7ページ、7番の方。臼井西中学校長として生徒指導及びキャリア教育、進路指導に積極的に取り組み、よりよい学校づくりに尽力している。経歴としては、記載のとおり教諭、教頭、校長として31年間佐倉市に勤務された。その間、中学校の進路指導、キャリア教育に関する役員を務め、全国の理事、関東甲信越地区の常任理事、そして、県教育研究会の研究部会会長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の8ページ、8番の方。染井野小学校教頭として、開かれた学校づくりに向けて校長を補佐し、児童に寄り添い、よりよい教育環境を整えるため尽力している。経歴としては、記載のとおり、教諭、教頭として29年間佐倉市に勤務された。その間、印旛地区教育研究会国語研究部ひざし専門部長を務めるなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

資料の9ページ、9番の方。佐倉東中学校事務長として、適切で確実な事務執行を行っており、保護者、学校職員からの厚い信頼を得ている。経歴としては、記載のとおり、佐倉市で20年間事務職員、うち14年間を事務長として活躍された。佐倉市学校事務共同実施総括主任を3年間務め、円滑な運営を推進するとともに、若手事務職員の指導、育成に尽力するなど、佐倉市教育の発展に寄与した功績は顕著であった。

以上の功績により候補者として推薦するものである。

(指導課長)

続いて、指導課から推薦した10番の方について、功績概要などを説明する。

資料の10ページ、10番の学校薬剤師の方。平成19年度より現在まで各小中学校の学校薬剤師として学校環境衛生検査はもとより、学校保健委員会等における指導助言並びに薬物乱用防止教育、薬の教育、学校職員を対象としたエピペン研修などに積極的に取り組み、その推進にご尽力いただいた。また、「医薬品に関する教育」においては、中学校保健体育学習指導の本格実施になる以前より、市内中学校で先行して行うなど、佐倉市内の子どもたちの

健やかな成長に寄与された。

以上の功績により候補者として推薦するものである。

(社会教育課長)

佐倉図書館から2名を推薦した11番、12番の方について、功績概要などを説明する。お二方については、市史編さん委員会委員として長らく佐倉市の市史編さん事業にご尽力いただいた。

資料の11ページ、11番の方については、縄文時代の遺跡などを専門的研究とともに、博物館勤務の経験を生かし、「佐倉市史」考古編、「ふるさと歴史読本原始・古代の佐倉」の原稿執筆など佐倉市に関する歴史理解を幅広く深いものにするとともに、佐倉市の市史編さん事業に多大なご貢献をいただいた。

12ページ、12番の方については、印旛地域の民俗学に精通していることから、「佐倉市史」民俗編刊行に当たり、数多くの調査に従事し、重厚な原稿を執筆いただいた。また、市史編さん事業の普及に関して公立中学校の教諭であった経験を生かした指導、助言をいただくとともに貴重な資料を見だし、発行までつなげるなど、佐倉市の市史編さん事業にご尽力いただいた。

以上の功績により候補者として推薦するものである。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

(議案第2号から議案第4号までについては、類似の案件となるため、佐倉市教育委員会会議規則第15条第2項により一括での審議を行う。)

議案第2号 契約の締結について(追認)

議案第3号 財産の取得について(追認)

議案第4号 財産の取得について(追認)

教育総務課長、学務課長、指導課長より上程議案の説明

内容：

(教育総務課長)

議案第2号 契約の締結について(追認)の説明をする。

初めに、本議案を含め、議案第3号及び議案第4号の提出に至った経緯を説明する。県内外の多くの自治体において、必要な議決を経ずに教師用教科書及び指導書を購入した事案が報道されたことを受け確認したところ、本市においても、議会の議決を経ずに行った契約の締結が1件、財産の取得が2件あることが判明したことから、このたび議会の追認をいただきたく改めて提案するものである。本件については、行政運営上あってはならない事務処理を行ったものであり、深くおわびを申し上げます。

それでは、議案第2号の次ページ、契約の締結に係る概要。本事業は、L

ED照明設備を佐倉市内小中学校 34 校に設置する工事、省エネルギー設備の運転、維持管理等の委託事業である。本来予定価格が1億5,000万円以上の工事については、議会の議決を経なければならなかったところであるが、ESCO事業については包括的なサービスの提供を委託するもので工事としての認識がなかった。しかしながら、契約金額内訳を見れば分かると思うが、令和6年度、初年度に改修工事等サービスを一括で支払う契約であったため、庁内関係部署での協議の結果、改めて工事として判断し、このたび追認を求めることとなったものである。

(学務課長)

議案第3号 財産の取得について(追認)の説明をする。

1 ページは財産の取得に係る概要。概要については、令和6年4月から使用する小学生向け教科書に係る教師用教科書及び指導書の購入である。追認の理由としては、条例に基づき2,000万円を超える財産の取得については、議会の議決を経ることが必要となっているが、消耗品については財産の取得には当たらないとの認識があったため、誤りが発生したものである。教科書、指導書の購入については、財産の取得に該当し、議会の議決を経る必要があることから、追認の議案を提出する。

(指導課長)

議案第4号 財産の取得について(追認)の説明をする。

1 ページは財産の取得に係る概要。本事業は、令和6年度において佐倉市立小中学校 34 校の学校給食で使用するお米の購入を行う事業である。本来予定価格2,000万円以上の財産の取得については、議会の議決を経なければならぬが、お米のような消耗品は議会の議決が必要な財産には当たらないと考えていた。しかしながら、庁内関係部署との協議の結果、予定価格2,000万円以上の財産に当たると判断し、このたび追認を求めることとなったものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

追認というやり方について、漢字を見れば大体意味合いは分かるが、もう一回その追認する意味合いだったり、その効果についてお伺いしたい。

【教育総務課長】

追認とは、不完全な法律行為を後に確定的に有効なものとする意思表示と言われている。その効果については、行政実例や裁判例などによれば、事後的であっても議会の議決を経ることにより法律上の瑕疵が実質的に治癒されるものとされているものである。

【委員1名より】

ということは、議決を採らなかったから採り直すしかないという話になるわけか。

【教育総務課長】

そうである。

【委員1名より】

該当しないのではないかという判断の中でということだが、具体的にもう一度議案の提出を怠った原因というか、その辺はどう捉えているか。

【教育総務課長】

契約を結ぶに当たっては財政当局とも協議はしたところではあるが、その際には、認識として先ほど申し上げたとおり、教育総務課のESCO事業については委託事業として捉えており、特に工事という認識がなく契約を結んでしまった。学務課と指導課についても、予定価格を超えるというようなところは協議していたところだが、やはり消耗品は財産の取得には当たらないという認識を持ってしまい、今回のようなことになった。改めて関係各課と協議して、やはり認識は改めるべきということになったので、今回追認という形を取っている。

【委員1名より】

教科書と、その指導書の購入については、教科書が変わるたびに再度買い直していて、これまでは、そういう金額を超えたりする例はなかったということか。

【学務課長】

これまでは、2,000万円を超えるということにはなかった。というのは、教科書は改訂するたびに全クラス分購入をする。指導書は、各学年でおおよそ1冊、大規模校については学年で2冊を目安に購入しており、今回は同じ割合のような基準では購入しているが、デジタル指導書、指導書が要するにデジタル化されたということで、値段が1冊当たりこれまでの1.5倍の値段になっている。全校分購入すると、一番大きい額を扱った書店で3,000万円を超えてしまったという状況である。

【委員1名より】

デジタル教科書、あるいはQRコードを使った教科書、その指導書に関しては、ただの指導書だけではなく、多分CD-ROMであったり、その指導に関わる助けになるような材料が入ってきて、それが高額になったという感じで受け止めてもいいか。

【学務課長】

委員おっしゃるとおりで、例えば大型テレビを使ったり、タブレットを使ったりといった今のICTを駆使した授業を組み立てる際に、先生たちが教材を自分でつくる、何時間もかけて作っていたものを教科書会社がある程度出来上がったものとして、教材が今回デジタル指導書でも含まれるので、そうすると、かなり教職員の働き方改革にもつながるという部分と、クラウド配信版になっており、学年で1冊購入すると、ライセンスを学校ごとに取得するので、学年で例えば5人の職員がいたら、5人全員が同時進行で見ることができる。今までは紙だと1冊なので、5人で回しながら使っていたが、一斉に使えて、いろんな意味で、子どもにとっても充実した授業になり、教員にとっても働き方改革という意味で非常に業務改善につながるものとなっている。

【委員1名より】

今年度、教科書採択を中学校でやったので、来年度はその可能性、金額が上回っていく件数が多いと思うので、注意していただきたいと思う。

【委員1名より】

議案第2号、LED化について、これはもう当然やらなければいけないことだが、2ページの既存の器具数と更新器具数が大体3,000基ぐらい違っている。これは、今回の契約で必要なところ全部を変えるのか、それとも、残った3,000基は既に替えてあるのか、替える必要のないところか、その辺はどうか。追加で契約をするのか。

【教育総務課長】

全てを交換しなかったのは、効果的にLED照明が使えるところを選択しながらやったもので、今後その3,000基ぐらいを追加で購入するということは考えていない。

【委員1名より】

これで最後ということか。

【教育総務課長】

そうである。

【委員1名より】

ただの確認だが、代表企業がエレベータなのは、どういうことか。照明器具屋さんではなく。

【教育総務課長】

こちらの企業は、ESCO事業等を手広く手がけているような企業で、実際に工事とか、メンテナンス等はこちらの議案にある構成企業が、地元の企業がやっているような形になっており、こういった契約書等において、とても実績のある会社で取りまとめのようなどころをやられているような形になっている。

【委員1名より】

今回のESCO事業が絡んでいるので、そういうことになったのだと思うが、ちょっと専門外のような、照明に関しては気がするので、それで割高になっているということはないか。

【教育総務課長】

業者の選定に当たっては、プロポーザル方式で行っており、何社か候補者があったところを庁内の関係部署から委員を集めて、審査を厳正に行っているので、一番最も有益で適切な業者の選定ができたものと考えている。

【委員1名より】

その辺は大丈夫だったと思うが、税金なので、十分に検討していただいたと思う。

【委員1名より】

今回、別の自治体におけるこういった事案が発生して、報道を受けて佐倉市でも迅速に見直しての追認、議決事項へという流れということを知ったが、この今回の見直しは年度内に係るものだけが見直されるということでしょうか。

【教育総務課長】

今回挙げられたものは、全て令和6年度のものになる。ただ、こちらの報道を受けて、過去10年間該当がないかどうかを調べて、そういった案件はなかったということを確認している。

【委員1名より】

指導書について、さっき学校に1冊ずつということであったか。

【学務課長】

1学年で1冊が基本である。

【委員1名より】

例えば、5ページ、道徳、例えば下のほうに小学道徳教師用指導書セット、数量13と書いてある。

【学務課長】

今回該当する書店が扱っている学校が13校あり、その分となる。

【委員1名より】

その該当する学校の分の部数ということか。

【学務課長】

そうである。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言